

入札参加資格停止業者 一覧表

| No | 業 者 名 | 処分理由 | 処 分 根 拠 | 資 格 停 止 期 間 | 備 考 |
|----|-------------------|-----------|----------|-----------------------------------|---|
| 1 | 新明和工業(株)流体事業部営業本部 | 独占禁止法違反行為 | 別表第2第10号 | 令和7年4月4日から 令和7年7月3日まで (3か月) | 公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、違反業者と認定され、排除処分命令及び課徴金納付命令を受けたことは「笛吹市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」別表第2第10号(独占禁止法違反行為)の規定に該当する。 |